

転居（玉村町内でお引っ越し）された方へ

市外局番 0270

担 当 課	下記の要件に該当される方は手続きしてください
住 民 課 住民係・戸籍係 1階①窓口 64-7701	・ 個人番号カードをお持ちください。 ・ 顔写真入りの住民基本台帳カードをお持ちの方は、申し出てください。 ・ 区長さんに、転居した旨をお電話でご連絡ください。
住 民 課 国民健康保険係 高齢者医療年金係 1階②窓口 64-7702	・ 国民健康保険加入者は、手続きをしてください。 ・ 後期高齢者医療被保険者証、福祉医療費受給者証をお持ちの方は、手続きをしてください。
健康福祉課 1階③窓口 64-7705	・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方、障害福祉サービス利用している方は、手続きをしてください。 ・ 特別児童扶養手当受給者は、住所変更届を提出してください。 ・ 介護保険被保険者証をお持ちの方は、手続きをしてください。
都市建設課 2階①窓口 64-7707	・ 新住所、または旧住所が町営住宅の方は、手続きをしてください。
学校教育課 3階①窓口 64-7713	・ 小・中学校に通っている子の学区が変わった方は、手続きをしてください。
子ども育成課 3階②窓口 64-7719	・ 児童扶養手当（ひとり親の手当）受給者は、住所変更届を提出してください。 ・ 保育所（園）、認定こども園を利用中の方は、変更申請書を提出してください。
上下水道課 水道庁舎 65-6691	・ 新住所の水道使用開始、旧住所の停水・精算の手続きを行ってください。（上下水道課は別庁舎になります）

玉村町役場 〒370-1192 玉村町大字下新田 201 ☎0270-65-2511（代表）

